

## 議第30号

三島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

三島市個人情報保護条例（平成12年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条第3号中「、消防長」を削る。

「第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会」を「第4章 審査請求及び個人情報保護審査会」に改める。

第24条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「の決定」の次に「又は開示請求等に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「ときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決」を「ときは、当該審査請求に対する裁決」に、「当該不服申立てが不適法であることを理由として却下する場合及び当該不服申立てを認容する場合」を「次に掲げる場合」に、「して、当該不服申立てに対する決定又は裁決」を「して、当該審査請求に対する裁決」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合（当該自己情報に第三者に関する情報が記録されている場合を除く。）
- (3) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正をすることとする場合
- (4) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の削除又は利用等の中止をすることとする場合

第24条に次の1項を加える。

- 2 第20条各項の決定又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求については、行

政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第25条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第26条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。第27条第6項において同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第27条第1項から第4項までの規定中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第6項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第7項中「により」を「による」に、「がした処分」を「の処分又はその不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた三島市個人情報保護条例第20条各項の決定又は施行日以後にされた開示請求等に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた三島市個人情報保護条例第20条各項の決定又は施行日前にされた開示請求等に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士